

第 3 回

保育分野に関する意見交換会

平成 2 6 年 3 月 1 7 日

(注) 本文のうち、アンケート調査の集計結果は速報値である。確報値については、「保育分野に関する調査報告書」の別添 2 を参照のこと。

午後14時00分 開会

○井手座長 それでは、全員おそろいになり、定刻にもなりましたので、第3回目の保育分野に関する意見交換会を開催したいと思います。

お手元に資料がございますけれども、本日は社会福祉法人と株式会社のイコルフッティングというテーマで意見交換を行いたいと思います。

その前に、前回欠席された全国保育協議会より、株式会社に対する参入規制について御意見をお伺いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤オブザーバー 前は欠席をいたしまして申し訳ありませんでした。全国保育協議会副会長の佐藤と申します。前は、株式会社に対する参入規制について協議されたということでしたが、私たちは株式会社の保育事業への参入を阻んでいるつもりはありません。恐らく、事業を認可する自治体からいえば、地域の住民や事業継続の担保性が高い事業者を見て選んだ結果であると思います。私たち社会福祉法人は、社会福祉法に規定されており、かなり厳格なルールに基づいて、事業運営をすることになっております。

例えば、法人の運営に当たる理事は、親族等特別な関係にある者は一定数を超えてはならないとされており、法人の運営等に密接に関連している者は3分の1以上を超えてはならないというルールがあります。そういう意味ではできる限り地域住民の意向や福祉に対する思いなどが反映されやすいような理事構成になっています。また、新たに社会福祉法人を認可する際には適正な財務や執行体制が求められます。そして何よりも事業の撤退ルールがあります。御承知かと思いますが、社会福祉法の第64条に、事業を廃止する場合には1か月前までに所轄の都道府県知事に届けなければならないと規定されているということです。また社会福祉法人を解散するときの残余財産は、定款に定めがある場合には、定款に記載の他の社会福祉法人や社会事業者に帰属しますが、定款に定めがない場合には、国庫に帰属することとなっています。

繰り返しになりますが、私たちは、株式会社の参入を阻んだり規制をしたりはしていないと認識しています。

○井手座長 今の御意見について、皆さん方でいろいろ御意見を伺いたいと思いますし、それから、前回の意見に少し追加して述べたいという方には、また、若干時間をとって議論をさせていただきたいと思いますけれども。株式会社の参入というのが増えてくると、保育事業の分野で何か悪い影響とか、良い影響とかありますか。

○佐藤オブザーバー 現在でも多くの株式会社が保育に参画をいただいています。お隣の山口さんのように、ミッションを持って良質な保育を提供したいと思われている方はたくさん

おられると思いますし、そのことに、私たちも何ら異論はありません。

ただ、先ほども申し上げたように、私たち社会福祉法人は、社会福祉法に定められた、解散や撤退のルールが厳格に敷かれているということです。また、収益性を前提としておりませんので、誰かと競争をしながら福祉をしていくという視点そのものを、持ち合わせていないといってもいいのかもしれませんが。

むしろ心配しているのは、何年か前に事業者が突然保育所運営を廃止したことがありましたように、安易な撤退にはそのルール作りがまずは先なのではないかと思っています。このことは、新制度の検討においても、施設整備費は減価償却費相当分を公定価格の中に組み込むという議論があり、全保協で一貫して申し上げてきたのは、「万が一、廃止や撤退をした場合のルールを、社会福祉法人と同じように作るべきである、その検討を早期に進めるべきなのではないか」ということです。その考えに変わりはありません。なおかつ、現在、全国保育協議会にはかなりの数の株式会社立の認可保育所が会員になっています。

○井手座長 今日のイコールフットィングの議論とも関係してきますけれども、ただ今の御意見、それから、先ほど言いましたけれども、前回、言い残した点等があれば、追加的に御意見いかがでしょうか。

○安藤委員 よろしいですか。一つ、佐藤先生に質問があるのですが、社会福祉法人というのを新たに作るというのは難しいことなのですか。

○佐藤オブザーバー 新制度では認可の壁がもっと低くなります。

○安藤委員 とりあえず、現行の制度について知りたいのです。現状で保育サービスを提供したいと思う主体が、新たに社会福祉法人を作って、特定の、待機児童がいるような地域に進出するというのは、これはそんなには難しいことではないのですか。

○佐藤オブザーバー 私は難しいことではないと思っています。現在は、認可の主体は行政ですので、行政にその裁量権が働いている可能性はあると思います。ただ、私たち自身は、社会福祉法人の新たな認可取得が、そんなに高い壁だという認識はありません。

○安藤委員 そうですか。分かりました。あと、先ほど、継続性についてのお話がありましたが、実態を見ると、社会福祉法人でも保育所を閉鎖しているケースというのはありますよね。そういうのは、どういうことが理由で起こっているのだと認識されていますか。

○佐藤オブザーバー 私、先ほど、社会福祉法人そのものが、同一の親族が法人の理事の中で一定数を超えることはできないと言いました。ただし、かなり古い時期に社会福祉法人を立ち上げ、継続をしていくときに、関係者がなかなか参画をしてくれないということが地域社会で

は確かにあります。そういう意味では、社会福祉法人そのものの事業を継続するためのバトンタッチがうまくいってないケースがあると聞いています。

○安藤委員 これはいくぶん失礼な見方かもしれませんが、親族の方々が、そういう理事などの立場にあって給料を受け取っていながら、実際は事業に参画していないといったケースはあるのでしょうか。

これは別に社会福祉法人に限った話ではなくて、例えば中小企業などで、社長が奥さんを名義だけ役員にしてあって給料を払っているけれども、奥さんの実態は専業主婦とかいうケースも多々あると聞いているので、それと同じようなことが起こっているのではないかなという懸念があるのですが、いかがでしょうか。

○佐藤オブザーバー 基本的に、社会福祉法人の理事体制、役員体制には、給与が支払われるという筋合いはないと私は思っています。ただ、その社会福祉法人が運営する施設の職員として、ということはありません。法人のミッションからすると、法人の理事に対して、給与的なものが払われることが常とうであるとは理解していません。

○安藤委員 そうなのですか。ありがとうございます。

では、もう一件。社会福祉法人形態は、株式会社形態のものよりも平均的な賃金が高いというデータを聞いたことがあるのですけれども、それは実態としてそうですか。

○佐藤オブザーバー 自分の中ではそれはないと思います。

○安藤委員 一般の保育士の方の話なののですけれども。

○佐藤オブザーバー 一般の保育士も、それから幼稚園教諭もかなり賃金は低いと思います。

○安藤委員 株式会社の……

○佐藤オブザーバー いや、そうではなくて、全体が低いと思います。

○安藤委員 社会一般と比べてということですか。

○佐藤オブザーバー はい、そうです。今から15、16年前、平成10年に短時間保育士の常勤換算が始まりました。その当時は、保育士が不足している中で、待機児童解消のために保育所を作り、パート職員を複数雇用すれば常勤換算ができるという制度です。最初は、8割が正規職員で、2割は短時間保育士で可としていたのですが、4年後の平成14年からは、各クラスに1名以上常勤がいれば良いこととなり、非正規の短時間保育士が圧倒的に増えました。これは、どの事業形態で同じかもしれませんが、短時間保育士であれば社会保険料も雇用保険だけで済んでしまうこともあり保育士の処遇の低下に拍車をかけていると思います。

○安藤委員 今、政府でも、保育士の別の資格を作ろうという議論がありますよね。育児経験

があるお母さんをもっと活用しようといった議論です。それを見ていて思うのですけれども、保育士というのは、現状では不足しているのですか。

○佐藤オブザーバー 全国各地で募集してもなかなか集まらない状況があります。全国の保育士養成校では毎年4万5000人ぐらいの卒業生がいます。また、保育士試験も5,000人ぐらい合格していますから、年間5万人ぐらいの保育士が増えているはずです。保育士登録も平成15年からスタートしており、130万人以上が登録しているはずですが、実際には40万人働いているかどうかです。登録している人の圧倒的多数が実は違う職種についているのではないかということ。

それは、先ほど申し述べたような短時間保育士も含め様々な要因があると思います。幼稚園教諭も同じように賃金が安いですが、働き方には違いがあります。私も実は保母職（保育士）でした。保育士の場合は働いている時間ずっと子供のそばにいます。でも、幼稚園の教諭は、例えば1日に8時間の内6時間ぐらい子供に向き合い、あとの2時間は、明日の準備や自己研鑽に回すこともできます。

保育士の場合は、8時間の労働時間があれば、8時間そのまま子供のそばにいないければならない状況にあり、余剰人員が無い体制で勤務しています。このことは、新制度の中でも議論となっています。

児童福祉法において、保育所運営費は、保育の実施をする際に一定の基準を維持するための費用です。その基準の中で保育時間は原則8時間とされていますが、実際には11時間の開所を求められています。週40時間体制では現場は回らず質の高い保育はできないかもしれません。先ほど申し述べたような、平成10年から始まった短時間保育士で保育者の数を埋めていった結果が、ここ十数年の保育の質が少し低くなっている状況ではないかなと思います。

○安藤委員 短時間保育士では、やっぱり質に欠けるのでしょうか。今、質の高い保育を提供するためには、短時間保育士では難しいといったニュアンスを感じたのですけれども。

○佐藤オブザーバー はい、私はそう思います。保育所では、この子供たちは、来年の今頃にはこう育っているという保育課程や、日々、子供たちの生活を支える指導計画を作成し、PDCAのサイクルで保育を高めていく。そういう保育に取り組んでいます。ところが、その保育課程そのものを共有するためには、子供たちにある一定の時間関わる大人が必要だと私は思っています。

それが、例えば1日2時間の短時間保育士が、先ほど言ったような働き方の中で、この子供たちの日々の生活を支え豊かにするという見通し持つことが可能なのか。11時間の開所で10

時間半から11時間保育所にいる子がもう少し早く帰りたいと言っても、子供たちはお迎えが来るまでは帰れません。一方、保育士たちは、労働時間が過ぎたら帰らなければいけない。フルタイムで一日8時間、週40時間で働いている保育士は、子供たちの保育所での生活の質を高めたいと思いながらも、自己研さんができない体制の中で働いている。この国の保育の仕組みの中では、研修の代替職員などカバーできる体制になく、今の御質問について、短時間の保育士では質の高い保育は提供し続けられないと、申し上げたい。

○安藤委員 あとは質と量の問題が気になるのです。もちろん、質が高いに越したことはない。例えば親の視点からすると、同じお金を払って、より質の高いサービスをしてもらえば、それは満足が大きいわけですが、実際のところ、今、待機児童がたくさんいるような実態があるわけです。このとき何なら質は今よりも低くてもいいから、是非預かってほしいとかいう、需要が充足されてないという現状もあるように思います。

したがって、質が高いことを追求されるというのは、非常に結構なことだと思うのですが、そのために、例えば保育士になるということが難しいこと、また、先ほどのお話を聞いていて、給料が安いことが理由のような気もしますが、需要があるところに保育所が新たに設置されないという現状というのも、利用者側としては不満に思うわけです。このように、なかなか新しい施設ができない現状については、どう、お思いですか。

○佐藤オブザーバー ここ数年、保育所の数は増えています。平成24年度2万3000強だったのが、平成25年度に2万4000か所を超えました。また入所定員も220万人以上になっています。このように、量的には十分拡大していますが、それを支えていく保育士は、先ほど申し述べたように養成校や試験で毎年5万人ぐらい出ているにもかかわらずその3割ぐらいしか保育士として就職をしない。これは前提が違うのではないのかという気がしています。

私自身は、子供たちの生活を支え、その生活を豊かにする中で子供たちが育っていくと思っています。ですから、この生活の質を支えていく保育士は、もっと豊かに雇用されるべきだと思います。そういう働き方を選べない今の保育の仕組みを何とか改善できないのか、新制度に少しの望みは持っています。現状の保育において待機児童の解消など量を拡大し、保育を受けることができない子に保育を提供すべきだと思います。一方で、私は青森という人口減少が進んだところにいます。そこに競争原理を持ち込んでも誰も参入してきません。待機児童と人口減少、その両極端が、この国の中で進んでいます。

○安藤委員 保育の質とか、質に欠けるという話を聞いて疑問に思う点がございます。例えば私の親の時代、団塊の世代より上の世代というのは、おそらく子供の親は両親共に働いていて、

半分放りっぱなしみたいな形で、兄弟だけで遊んでいたといったような、そういう時代もあったわけです。それでは、そのように保育所の保育サービスを受けてこなかった日本人というのは、人間として劣っているのでしょうか。決してそんなことはないと思うのです。これに対して保育の質が高くないと、何か非常に大きな問題が発生するといったことを、専門家の方はおっしゃるのですが、それでは仮に保育の質が今よりも悪かったとして、何が起こると想定されているのかについて、とても疑問に思うのです。

人間って、放っておいても子供たち同士で遊んだりとか、いろいろなところで社会性を身につけていくものだと思いますし、それでも当然けがをしたりとか、いろんなトラブルがあるわけです。しかし、それも織り込み済みで歳が近い子供同士で遊ばせたり、近所の年上の子供に付いていってみんなで広場で遊んだりということがあったわけです。質に欠けるという議論をしたときに、崇高な理念というのはすばらしいことだと思うのですけれども、現状の保育サービスが無かったとしたら社会が非常に不幸な状態で人間として欠陥品が生まれるかのような言い方をされているとしたら、それはおかしいと思うのですけれども、保育の質が低下するというのにどのようなイメージを持たれているのですか。

○佐藤オブザーバー 私は団塊の世代よりも少し下の世代です。自分が生まれ育った昭和20年代から30年代は、ある意味、みんな貧しかったのですが、地域は豊かであったと思っています。なぜかという、地域の中に遊ぼうと出かけていくと、子供たちが群れて遊ぶことができました。

私は、昭和52年に男性で保母資格をとって、それから現場で保育をしました。その昭和50年代の後半ぐらいから、卒園した子供たちが地域であぶれていくのです。地域にほったらかししておくと遊べない。群れて遊ぶことがなくなってしまい、何らかの仕組みが必要となりました。うちの地域では、子供会を作り、昨年で25年経ちましたが、苦戦しています。仕組みは作りましたがそれを支えていく人が育ってないのです。

それから、私の保育園は、昭和36年に設立しました。私は、その当時小学校3年でした。その当時の全国の保育所は、朝8時半から夕方5時が通常の保育だと記憶しています。それが、昭和43年に当時の厚生省が、保育時間の解釈で夕方は5時から6時に、朝は8時半から7時半と、それぞれ1時間、合計2時間延ばしました。昭和43年までは、日本の保育所は8時間半でした。基準では原則8時間ですが、実際には8時間半開所して、それが10時間半となり、今は延長保育の補助金は11時間開所していないと申請できないことになったのです。また、私が保育に携わったときには週48時間が労働時間でした。それが、平成8年か9年辺りから

週40時間体制となりましたが、そのための人は配置されていないのが現状で、先ほど言われた保育の質は、どんどん下げられてきた歴史だとこの十数年感じています。

○安藤委員　ちなみにどのあたりを削られたのですか。人手が足りなくなったことによって。しかし、何歳の子供に対しては何人の保育士さんが必要とか、そういうルールは変わってないわけですね。

○佐藤オブザーバー　そうです。昭和44年から変わっていません。

○安藤委員　だとすると、どこを削って対応をとられたのですか。

○佐藤オブザーバー　多分、現場は、人の雇用を薄くして対応してきたということであると思います。

○安藤委員　今までは、基準を上回るだけの人を雇っていたということですか。

○佐藤オブザーバー　いえ、そういう状況ではありません。先ほど言いました短時間保育士の常勤換算化や開所時間と職員の労働時間、保育所運営費など多くの問題をきちんと改善していくべきであったと思っています。さらに、保育所保育指針の告示化にともない幼稚園と同様に「保育所児童保育要録」作成の義務化など体制が整っていないにもかかわらず保育現場に求めるものが増えていったと実感しています。一方で、3歳以上児の給食の外部搬入など外部委託化で安全面等に不安を感じることが進められています。

○安藤委員　何か、とても大変そうだなと思って聞いていたのですが、私が聞きたかったポイントというのは、実際、子供に対して何が起きているのかということですか。

保育が手薄になったということによって、例えば子供の事故率が増えたとか、病気になりやすくなったとか、又は、勉強ができなくなったでもいいのですけれども、何が起きているのかということ、保育士さんの労働条件のほうで吸収しているのか、それとも、子供のほうにも何か、しわ寄せがいつているのかというのが知りたいのです。

○佐藤オブザーバー　今日的なことでは、より配慮が必要な子供たちの数が増えてきたと思います。例えば、アレルギー対応ではアレルギーの原因となる食材を除去したものを個別に調理し、アレルギーのない子供たちと一緒に給食を食べる。そのことを保育士たちはチェックし様子を見守っています。従前では、保育所は保護者の就労により保育に欠けるという理由で保育所を利用しますから、保育においてできるだけの対応をしてきています。今の保育の仕組みは、市町村が、民間の保育所に委託しています。その委託を受けた子供たちが育つ地域の環境を支えていく人材や仕組みを維持・向上させていくことは、現状では難しいと思っています。

○安藤委員　分かりました。ありがとうございます。

○井手座長 株式会社に対する参入の規制ということから、少し保育のほうの実態のいろんな問題が入って、少し本題からずれてしまいましたけれども、また、最後のほうで全体を通して意見を述べていただくという時間も多少設けますので、とりあえず、前回の株式会社に対する参入規制というテーマについては、このぐらいいにして、今日の本題ですけれども、社会福祉法人と株式会社のイコルフットィングというテーマで、事務局から、お手元の資料2とそれからアンケートの結果について、御説明をお願いしたいと思います。

○杉山調整課長 では、お手元の資料2をお開きください。社会福祉法人と株式会社のイコルフットィングについてと題する資料でございます。これを1ページをおめくりいただきますと、補助制度について記載がございます。現行の国の制度としまして、保育所の創設あるいは増築、増改築等に対する補助制度がございます。社会福祉法人に対して補助金が交付されているということでございます。一方、株式会社については、この種の補助金は交付対象とはなっていないといった状況がございます。費用の負担割合でございますけれども、国2分の1、市町村4分の1、設置者4分の1というパターンが一つあるということと、もう一つは国3分の2市町村12分の1、設置者4分の1というパターンがあるということでございます。待機児童の有無等によって、国と地方の負担の割合が異なっているということでございますけれども、いずれにしても国、地方を合わせた公費の負担割合は4分の3ということになっております。これが社会福祉法人には交付されているということでございます。

また、国の制度とは別に、自治体の単独事業として補助制度が設けられているということがあり、中には株式会社を補助対象としないといった事例も見受けられるということでございます。

すみません、お手元のアンケートの結果をちょっと御覧いただければと思います。参考3でございます。自治体に対するイコルフットィング関係の調査といった結果でございます。このアンケート調査結果についても、また例のごとく、メインテーブルのみの配付とさせていただいております。速報値ということでございますので、精査の結果、また異同が生じる場所もございますので、ここのアンケート結果については、本日もいつもと同じく現時点では、関係者限りということでお取り扱い願えればと思います。

この参考3のところでございますが、これを御覧いただきますと、(1)のところでございますけれども、一番上の円グラフですね。自治体に対するアンケート結果、地方単独事業として、私立保育所に対する補助金を交付しているかどうかという質問に対する回答でございます。これに対しまして、85.1%の市町村が単独事業を行っているというような回答を送ってきて

おります。（２），その下の円グラフのところでございますけれども，地方単独事業として補助金を交付している市町村のうち，「補助対象を社会福祉法人に限定するなど，特定の法人に限定していたり，社会福祉法人とそれ以外の法人とで金額等に差を設けていたりするものがあるか」という質問に対する答えでございますが，これに対しましては，22.5%，おおむね5分の1から4分の1相当の市町村が，「ある」というふうに回答をしているといったところでございます。参考2の2ページをお開きいただきますと，補助金の交付対象や補助金額等に差がある制度の具体例を記載してございます。保育所整備費への補助，これは国の補助の上乗せ補助と思われます，あるいは，保育士の人件費に対する補助，障害児，病後児の受け入れに対する補助などが挙げられています。

アンケートはここで少しとどめておきまして，また本文にお戻りいただきますけれども，本文の1ページのところ，先ほどお開きいただいたところでございますが，今，現行制度のお話をさせていただきましたが，新制度でどうなるかといったところを少し記載させていただいているところでございます。矢印の下のところでございますね。

新制度では，保育の実施に要する費用といたしまして，国の基準により算定される公定価格というものがあり，私立保育所の場合には，市町村が，この公定価格分の額を私立保育所に支払うということになります。この公定価格には，保育所の施設の減価償却費の一定割合を組み込むことになっているということでございます。公定価格分は，保育所の設置主体を問わず，交付されますので，その限りでは設置主体による差はなくなるということでございます。

また，自治体の単独事業である補助制度につきましては，将来的にどのようなことになるかということはわかりませんが，制度的な縛りはありませんので，引き続き株式会社を補助の対象としないということもあり得るのかなというふうに思われます。

あちこちについて恐縮でございますが，もう一度アンケートの参考3を御覧いただきますと，先ほどお開きいただいたページの次のページ，3ページのところでございます。参考3の3ページ，自治体に対するアンケート3ページでございますが，補助金の交付の対象や，補助金額等に差のある補助金につきまして，その理由を質問した問いに対する答えでございます。回答数が多かったのは，社会福祉法人であれば事業を廃止した場合でも財産が個人に帰属しないなど，事業の継続性が担保できる一方，他の設置主体ではそれは期待できないからといったもの。上から4番目でございます。

そのほかに，社会福祉法人以外では事業の継続性に期待ができないから，あるいは，社会福祉法人以外の主体の資産形成に該当してしまうことになるから，あるいは保育の質に懸念が生

じるからなどの意見もございました。

次の４ページを御覧いただきますと、「補助金の交付対象や補助金額等に差のある補助金について、制度を変更する予定があるかどうか」という質問でございますけれども、「変更することを予定している」、あるいは「変更をする方向で検討中」が合わせて9.7%、逆に、「特に決まっていない」、「今後検討する予定」というのが最も多くて74.2%、一方、「変更する予定はない」が9.7%ということになっております。

次に参考２を御覧いただければと思います。あちこち飛んで恐縮でございますが、参考２のアンケートの４ページを御覧いただきますと、新制度では、「株式会社と社会福祉法人との条件が公平となり、良い」とする回答が67.3%を占めている一方、「条件を公平とする方向性は良いけれども、詳細な要件等で何らかの差が残ると思う」というふうに懸念を示す回答も25.5%、約４分の１存在しているということでございます。

次に、本文にもう一度お戻りいただきまして、本体資料の２ページのところでございます。これ以降は、参考ということでお付けしております。この参考に記しているものは、補助制度というよりは、普段の経費、デイリーオペレーションに必要な経費について市町村が本来的に支弁する費用ということで、補助金ではないんですけれども、その部分について御説明させていただいているところでございます。

この保育の実施に要する費用の負担の仕組みにつきまして説明させていただきます。これから説明する内容というのは、現行制度においても、私立保育所では設置主体による差はありません。ただし、保育所の運営に大きな関わりがあると思われまますので、参考としてその概略を御説明させていただきます。

まず、現行制度についてですが、私立保育所における保育の実施に要する費用、保育所運営費と呼ばれるものですが、これは法律において市町村が支弁するものとされています。私立保育所であれば、設置主体を問わず支弁されるということでございます。保育所の運営費、デイリーオペレーションに要する費用ですが、保護者の負担と公費負担によって賄われているということございまして、利用者負担と公費負担の割合はおおむね４対６ということになっております。公費のうち、国は２分の１、都道府県は４分の１、市町村は４分の１という負担割合になっているということでございます。利用者負担、つまり保護者が保育料として支払う額は、保護者の世帯収入に応じて国の基準額が決まっています。自治体によっては、独自に軽減している場合もあるということでございます。下の図でございますけれども、これはこの内容を表したものでございます。利用者は市町村に保育料を払いまして、市町村は保育所

に運営費を支払うということになっております。

次のページ、3ページは条文でございますが、これは説明を割愛させていただきまして、4ページでございますが、新制度において、今説明した部分はどうなるかといったところでございますが、新制度における保育の実施に要する費用の負担の仕組みについて説明すると、私立保育所における保育の実施に要する費用、新制度では公定価格と呼ばれていますけれども、これは、新制度においても市町村が支弁するものということで変わりございません。この公定価格も、現行制度と同様、利用者負担と公費負担によって賄われますが、その具体的な水準等は、現在、子ども・子育て会議で検討中ということでございます。

下の図の仕組みのところを御覧いただきますと、私立保育所の場合には、利用者は市町村に保育料を支払いまして、市町村は公定価格分を委託費として保育所に支払うということでございます。他方、公立保育所の場合には、概念上は市町村が公費負担分を施設型給付として保育所に払うと。また、利用者は保育所に保育料を支払うということになっております。

すみません。5ページ以降、ちょっと条文の羅列になりますので、少し省略させていただきます。

8ページでございます。これは税制について御説明させていただきたいと思います。

社会福祉法人与株式会社とでは、同様に保育所の認可を受け事業を行っていても、税制上の取扱いに違いがあるということでございます。社会福祉法人の場合というのは、原則として、法人税、住民税、事業税は非課税ということになっています。一方、株式会社の場合は、赤字でなければ、これらは課税されるということになります。

なお、固定資産税につきましては、保育所であれば設置主体を問わず、社会福祉法人であろうが株式会社であろうが、その設置主体を問わず非課税ということになっております。この取扱いは新制度でも変更はないということでございます。一部の事業者からは競争条件が平等ではないのではないかといったような指摘が見受けられるところでございます。

この点について、少しアンケートで補足いたしますと、すみません、参考2でございます。

株式会社に対するアンケートの5ページを御覧いただきますと、(4)でございます。円グラフがございますが、(4)は税制上の取扱いに対する考え方について質問をしたものでございます。「株式会社等も非課税にしたほうがよい」といったところが36.4%、「社会福祉法人にも課税した方がよい」というのが9.1%、「課税・非課税はどちらでもよいけれども、株式会社と社会福祉法人の条件をそろえたほうがよい」というのが47.3%で、約半数、これは合計すると、実に回答者の9割超が条件の公平化、平等化を望んでいるといったことがうかが

えます。一方で、参考1ということで、社会福祉法人に対するアンケートの結果、これの3ページを御覧いただきまして、3ページにも同様に円グラフがございます。社会福祉法人と株式会社との間での税制を公平にすることに対する考え方を問うたものでございますが、これに対して「どちらかという反対」、あるいは「反対」という答えが8割を超えているといったような状況でございまして、この件について、株式会社と社会福祉法人との間で、相当意見の開きがあるといった印象を受けるところでございます。

参考としまして、規制改革会議における検討状況を御紹介したいと思いますけれども、規制改革会議においても、介護・保育分野において、経営主体間のイコルフットィングについて、現在検討が行われているところでございます。先月には、イコルフットィングの確立の更なる論点といたしまして、介護・保育分野は営利法人と非営利法人が共存し、同種のサービスを提供する特殊な市場であり、多様な経営主体がそれぞれの特性を生かしてサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコルフットィングを確立すべきではないかという考え方の下、補助金や非課税措置などの財政上の措置につきまして、経営主体間で異なる財政上の措置を見直すべきではないかとの意見を提示されているところでございます。そんな感じでございます。

9ページは、税制の細かい状況について、現状を記したものでございます。一番右は株式会社、一番左が社会福祉法人ということで、社会福祉法人の場合につきましては、収益事業を行っている場合に限り課税されるというのが主流で、株式会社は原則課税であるということになっております。

10ページでございますが、以上を踏まえて論点を3つほど設定させていただいております。

イコルフットィングにつきましては、1番目として、法人形態で補助制度、税制が異なることによって、保育所の運営にどのような影響、違いが生じているといえるか。それから2番目といたしまして、補助制度、税制の違いが株式会社の参入の阻害要因となっているのはいか、あるいはいないのか。3番目、社会福祉法人と株式会社等のイコルフットィングが図られると、どのような効果とか、あるいは悪い影響とかがあると考えられるか。主にこの3つに関しまして、それぞれ御意見を伺わせていただければと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○井手座長　ありがとうございました。

ただ今、資料2とアンケートについて事務局のほうから御説明いただきました。この中にもありますけれども、多様な経営主体が参入をすることによってサービスの質というのが向上す

ると。ひいては利用者の利便性も高まるということで、今日、ただ今、補助金であるとか、税制という点で経営主体が異なると違いがあるという御説明をいただきました。そこで、資料2の10ページのところに3つ論点を掲げております。そこで、順番に議論を進めていきたいと思っておりますので、まず、1点目の法人形態で補助制度、補助金であるとか税制が異なることによって保育所の運営にどのような影響、違いが生じるかという点で御意見をお伺いしたいと思います。

どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○桑戸委員 これ、一番上からと、今、座長はおっしゃるんですけども、法人形態で補助制度と税制が異なることにより保育所の運営にどのような影響、違いが生じるかという問いの前に、8ページの、さっき「規制改革会議における検討」というところで、佐藤先生、山口社長のほうにお伺いしたいところですけども、2の財政措置の見直しというところで、一番最後の一番下の行の一番右側ですけども、「経営主体間で異なる財政上の措置を見直すべきではないか」と規制改革会議がおっしゃっていますが、先ほど説明がありました補助金、建設費の補助金を除けば、ほかに財政的な措置の違いというものがあるのでしょうか。規制改革会議がそこにそう書いたということは、建物の補助金がないということ以外にも、更にたくさんあるわけでしょうか。そこがあれば教えていただいて、10ページの1番に入りたいと思います。どうでしょうか。

○井手座長 どうぞ。

○山口オブザーバー 細かな点でいうと結構ありまして、ここにも書いてありますが、自治体によっては、株式会社は単独事業の補助金の対象から除外したり、それから、社会福祉法人の職員に関しては、退職金の補助制度というのが福祉医療機構を通してあるんですが、それは社会福祉法人だけなんですね。株式会社とかNPOだとか、そういったところには措置されませんので、そういったところの職員にとっては不利益であったり、細かな点はたくさんあると思います。

○桑戸委員 国全体の整理でいうと、退職金の問題が一つですね。あとは自治体の問題ですね。

○山口オブザーバー はい。

○桑戸委員 佐藤先生は何かありますか、気付かれたことというのは。

○佐藤オブザーバー 撤退のルールなど社会福祉法人に規定されているものがあり、施設整備費が交付されてきた経緯があります。私のいる青森市は、民間の保育所だけなので、行政独自の補助は一切ありません。ですから、社会福祉法人でも、株式会社でも、その他の運営主体で

あっても変わりはなく、社会福祉法人には施設整備費と税制面で非課税だけで、それは社会福祉法人の成り立ちから補助されているものであると思っています。

○桑戸委員　ありがとうございます。

○井手座長　山口さんのほうにお聞きしますが、今の御質問の中で、先ほど安藤さんのほうからもありましたけれども、社会福祉法人を作るといのはそんなに難しいことではないという話がありましたけれども、あえて株式会社でやっているというか、社会福祉法人でやれるのに、あえて株式会社でやるという、それなりにメリットを感じているわけではないんですか。その点についてはどう……

○山口オブザーバー　佐藤さんは、そんなに難しくないとおっしゃったんですけれども、社会福祉法人を設立する手続が結構大変で。時間的には2年近くはかかり、私も社会福祉法人の理事長をやっていますので、自分で作りましたから言うんですけれども、2年近くかかりました。そういう意味では、設立に関してだけはちょっと大変だと思います。

○井手座長　株式会社の場合だと、申請して許可されればという話だから、すぐできるという。

○山口オブザーバー　会社の設立はできますよね。それから認可を受けるのとはまた別の話ですから。

○井手座長　そうですね。

○山口オブザーバー　株式会社でやっている理由というのは、1か所しかやらないんだったら社会福祉法人で十分なんですけど、当社はたくさんやっていますし、もし、社会福祉法人という主体で保育事業を展開しようと思ったら、我々は15年間で今130以上作っているんですが、これは社福では不可能に近いと思います。それは資金調達という意味で、株式会社、特に上場企業というのは資金調達力を持っていますので、そういったところでの違いが大きいですね。もし、社会福祉法人だったら、まず無理だと思います。

○井手座長　なるほど。あと、佐藤さんのほうに、ちょっと私、分からなかったんですけれども、社会福祉法人の場合は撤退というものに対してきちんとした仕組みがあるということなんですけれども、1か月前に届けばいいわけで、株式会社が安易に撤退するということについて、そんなに違いはないような気がするんですけれども。

○佐藤オブザーバー　撤退のルールと併せて残余財産の帰属の問題です。先ほど申し上げたように定款に定めがなければ国庫に帰属するという明確なルールがあるわけです。

○安藤委員　この話は、株式会社の場合には、解散する際に、例えば施設など、残ったものを株主の間で分け合うことになるため、補助金を受けて作ったものを、ある日突然やめますとい

って、私のものにできてしまう。これに対して社会福祉法人の場合には、それはできない。したがって、戦略的に撤退するという選択肢がないことが継続性につながるという話なのだと、私は理解しているんですが、それで正しいですか。

○佐藤オブザーバー 多分そういう理解でよろしいのかと思います。

新制度の検討の場において私たちの団体で意見を述べてきたのですが、施設整備費を算定するのであればどの事業主体も撤退後の残余財産の取扱いなどのルール作りをするべきで、その上でイコールフットイングについて語られるのではないかと考えています。

○山口オブザーバー 私は3年以上にわたって、佐藤さんとずっと同じ会議で御一緒させていただいて、ある意味、佐藤さんという方は、こういう福祉団体の方であるにもかかわらず、非常にフェアに議論されてこられた方なので、余り、ここでは反論したくないんですけども、一部反論させていただくと、撤退ルールのところで、最終的には国庫に社会福祉法人の残余財産は帰属するという話ですが、私の聞いている限りでは、そういった事例は過去ないというふうに聞いています。

また、いろいろな方法があって、これは団体のある人がオフレコでお話をされたんですけども、例えば解散する前に残余財産を全部売っ払って、退職金だとか、そういったもののキャッシュに変えてしまえば、これは全部吸収できるわけですから、今の現行法上だってできるんですよね。そういったものを残しながら、だからイコールフットではないというのは、フェアではないと、私は思います。いかがでしょうか。

○佐藤オブザーバー 私はそのような認識をしていません。現実には、福祉医療機構の退職共済は、何年勤めても大した金額にはなりません。それは冒頭申し述べたように、社会福祉法に規定されている社会福祉法人は収益性を求めていますので、積み立てをしていくという考え方もありませんでした。保育所運営費も子供の保育や保育をするための施設などに使われることが原理原則であり、私の保育園では50年以上、そうしています。

また、保育事業費を、何か違った形で使うことを考えたことはありません。もし新たなミッションが出てきた場合はその地域福祉のために使っていくべきだと理解しています。

○安藤委員 しかし理論的には可能だということですね。

○山口オブザーバー 実際にはそういうことをやっているところもあると聞いています。

○安藤委員 それは、保育士さんの退職金にするという話ではなくて、経営者が自分の退職金として最後に私のものにすることが、事実的にできるということですね。

○山口オブザーバー 元々、自分の持っていた土地などを寄附して提供していますので、どう

しても、昔からやっていらっしゃる社会福祉法人さんというのは、寄附したといえども、自分の物という感覚が強いですね。これは仕方がないことだと思うんですけども。そういったところから、最終的に国庫に帰属するなんていうのは耐えられないんだと思うんですけどもね。

○安藤委員 どうせやるのだったら、解散するときではなく、最初から国の物にしてしまえばいいのですね。

社会福祉法人として、土地を供出した段階でそれを社会福祉法人の物だとするから、そうやって最後に持っていくことが可能なのであるなら、土地を供出したらそれは国の物で、国から非常に安い賃料で借りながら運営していくとか、そういった形態にして、最後にポケットに入ってしまうようなことができないような仕組み作りが必要かもしれないですね。

○山口オブザーバー でも、そうしたら、多分増えなかったんでしょうね。

○桑戸委員 今、山口先生はそうおっしゃるけど、多分、基本は財産処分ができないということなんです。というのが、社会福祉法人の理事者が不正を行った場合、都道府県は理事職を全部解任することができ、新しい理事職をそこに入れることができる。それはたくさんあるんですよ。あるということは、その財産は寄附をしたオーナーの財産ではないということなんです。ですから、他の理事が乗り込んできて、他の法人が社会福祉法人の全部の財産を受け、事業運営をします。そういうことで佐藤先生、合っていますよね。

ですから、そういう意味では、社会福祉法人は厳格に言えば、やっぱり国庫に帰属しているということだと思いますね。

○井手座長 これは山口さんのほうにお聞きするべき点かもしれませんが、一番目の点で、補助金とか税制上の問題で運営上どういう違いが出てくるか、影響が出てくるかという、これは何か具体的に御意見というのはございますでしょうか。

○山口オブザーバー 当然、収入が減れば職員の処遇等に影響するのは、間違いないですね。

○井手座長 それはそうですね。

○山口オブザーバー 当社では、都市部でやっている保育所が多いので、都市部では、先ほどの青森と違まして、自治体がそれなりに豊かですから、単独補助というのが非常に多いんですね。ですから、国の保育単価は非常に安いんですけど、自治体の補助があるので、まあそれなりの処遇でやっていくことができるんですけども、これがもし、青森に出ていって、うちがやれるかという、絶対できないですね。これは、それぐらい運営単価というのは低いですから、そこで、例えば最初の建物、こういったものを全く補助なしで1億5000万も2億も

かけて作って、それをペイできるかという、多分一生かかってもペイはできない。そう考えると、1軒ぐらいは経験のために作ってもいいかなと思っても、2軒目以上は、まず誰も作らない。作れないですね。そういう違いは、影響は当然あります。

○安藤委員 それは法人の形態というよりも、そもそも補助金の金額が安いということが問題なのではないでしょうか。

○山口オブザーバー それもそうなんですけど、建物に関する補助金がなかった場合には、出ていけないということです。株式会社で出ていけないということです。

それは、税制の問題でいうと、これは再生産ができない。やりやすいかやりにくいかの違いです。全く無税で余剰金をそのまま積み立てていければ、例えば10年ぐらいでもう一軒、その余剰金で作れるかもしれませんが、それを半分ぐらい税金で持っていかなければ、20年かかるわけですから、簡単に考えればですね。

○安藤委員 それでも、先ほど座長からも質問があったとおり、株式会社という形態を選ばれているわけですね。両方やられているということでしたが。その判断基準というのは、やはり先ほどの資金調達の面が一番大きい理由ですか。

○山口オブザーバー そうです。

○井手座長 そのほか、一番目の点について、御意見ございますでしょうか。

○池本委員 質問を。先ほども質問があったかと思うんですが、社会福祉法人と株式会社で、保育士として働く場合には、今の補助制度や課税のことを考えると、株式会社のほうが不利というか、低くなってしまうという、そういう統計はあるのでしょうか。

○山口オブザーバー そういう地域によっては、不利になります。

○池本委員 地域によってはということで、一概に必ずしもそうではないということなんですか。

○山口オブザーバー 全くイコールフットINGでやってくれている自治体も、都市部が多いですから、そういったところではそんなには変わらないですね。

○安藤委員 しかし、経済学の考え方からすると、そもそもこのような資格を持っている職の給料というのは、その地域では均等化していくのが当然だと思うのです。もちろん、給料が少しぐらい安くてもあちらのほうが待遇がいいとか、建物がきれいだとか、家に近いといったような様々な理由があって、給料の差というのは生まれることはあるにせよ、ある程度の幅に収まるはずだと思うのです。例えば、私が保育士の資格を持っていて、保育士として働くとしたら、経営主体が社会福祉法人であろうが株式会社であろうが、給料とほかも含めた労働条件が

いいほうを選ぶというのは当然のことです。このとき株式会社だから給料が安いとか、そういった状況が長続きするとは、到底思えないのです。

○山口オブザーバー そもそも、先ほど申し上げたように、そういう補助金の差が歴然としていような地域では株式会社は参入できないです。ですから、例があるかないかは別として、賃金差というよりも、そもそもそういう地域では株式会社立保育所はほとんどない、ということです。

○安藤委員 先ほど山口さんは最初の建物の設置のところが大変だとおっしゃいました。それでは、仮に、行政が建物を準備して、非常に低い賃料を払ってくれば結構ですから進出してくださいとなったら、つまり建物のところは面倒見ますといたら、運営の面だけだったら参入することは容易ですか。

○山口オブザーバー そのとおりです。公設民営でよくそういう例は。

○安藤委員 上下分離というのは、一つの考え方ですよ。ちなみに、今言ったみたいに公設で民営のスタイルというのと、建物を自前で作るというケースの間での優劣は、どのように考えていらっしゃるでしょうか。例えば、建物も自前でデザインできたほうがよりいい仕事ができるのか、それとも、余り関係ないのか。

○山口オブザーバー それは、自分でデザインしたほうがいいものができると思いますけど、ただ、経済的にみれば当然、全部用意してもらったほうを選びます。

○安藤委員 分かりました。

○井手座長 そのほか、いかがでしょうか。一番目の論点に戻っても構いませんので、じゃあ、2番目の補助制度、税制の違いというのが株式会社等の参入阻害要因になっていないかと。今までの議論で少し明らかになってきた点もありますけれども、この点についていかがでしょうか。

○山口オブザーバー 先ほどの続きにもなりますが、具体的な市の名前を挙げて恐縮なんですけど、以前、東京都が補助を出していた分を、今はそれぞれ基礎自治体が代わって出すようになっているんですが、東京都内では大体のところがいコールフットで補助金を出しているんですが、例えば、調布市では、株式会社にはそれを出さないんですね。そのために、ある事業者は、調布市で参入しようとしたときに、どうしてもそれが出ないということが分かったために、わざわざ社会福祉法人を設立して、株式会社立で何十軒も、20軒ぐらいやっていたところなんですけど、わざわざ社会福祉法人を設立してそこに参入されたというような例はあるんですが、やはり参入のコストを考えればできないというのは確かですね。

○井手座長 私の個人的な感想ですけど、東京都というのが最も制度としてはブラッシュアップされたというか、いろいろ問題点を解決した、完成形みたいな形のものだというふうに理解してよろしいんですか。

○山口オブザーバー 私はそう感じます。

○井手座長 それが一つのひな形で、それが各地方自治体に広まれば、それはそれでいいんでしょうけれども、地方自治体がそれを採用する、東京都をまねてひな形としてやるというときに、抵抗する、抵抗というか、なかなかそれが難しいというのは、何か問題があるんですか。

○山口オブザーバー 財政です。

○井手座長 財政上の問題だけですか。

○山口オブザーバー そうです。東京都はそれが十分できるだけの財政基盤がありますから。特に23区はそうですね。そこと同じレベルで株式会社にも補助しようと思うと、これ全部単独補助になってしまうんですね、国費は入らずに。それは他の自治体では極めて難しいんじゃないでしょうか。

○安藤委員 今は、株式会社の参入阻害要因の話になっていますけれども、やはり、私が気になっているのは、社会福祉法人の設立にかかる時間や手間の問題、また、新たに社会福祉法人を設立したとして、既存の社会福祉法人ににらまれるのではないか、行政が支援してくれないのではないかといった不安があるのではないかという問題です。利用者としては、良いサービスを安くやってもらえれば、その設置主体が株式会社だろうが社会福祉法人だとかどちらでも良いのです。

仮に社会福祉法人が、十分なサービスを提供し、また待機児童がいるようなところにどんどん新しい施設を作ってくれているのであれば、非常にありがたいことですし、それで十分だと思っているのです。しかし、株式会社待望論がある。それは、そもそも公立や社会福祉法人による施設とサービスが足りていないからこのような議論が注目されるのではないのでしょうか。資金を集めるという面で株式会社のほうが選択肢が多いという先ほどおっしゃった点はありませんけれども、それ以外のところでは、どう見ても社会福祉法人のほうが動きやすいように感じます。やはり設立する手間というのが、そんなに大変なものなんですかね。

○山口オブザーバー 設立しちゃえば、あとはもう同じですよ。2軒目を作るのは。

○安藤委員 先ほど2年ぐらい掛かるというお話がありましたが、でも、株式会社でも事業を立ち上げて、かつ建物を作ってなんてことを考えたら、当然2年ぐらいは助走の期間で掛かるような気がするのですけれども。社会福祉法人を作ることが難しい要因というのは、例えばど

んなところにあるのかというのは。

○山口オブザーバー 先ほど申し上げた以外は、多分ないと思います。

○安藤委員 分かりました。

○桑戸委員 以前は確かにあったんですよ。土地を寄附しなければならない、そうしなきゃ認可はしないんだということでしたから。今はそれが撤廃されているので、広く社会福祉法人を設立しにくいということはないと思いますね。

○井手座長 そのほか何か意見はあるでしょうか。

○桑戸委員 さっき、池本先生がちらっとおっしゃった職員のところなんですけれども、今、佐藤先生だったと思いますが、おっしゃったんですけれども、福祉医療機構の退職共済のところなんですけれども、これは、社会福祉法人に勤務していらっしゃる保育士さんは、事業主が負担をして、要するに国が掛け金を掛けてくださって、施設会計からは掛けないんでしたっけ。施設会計からも掛けるんでしたっけ。

○山口オブザーバー 3分の1です。

○桑戸委員 3分の1ですか、それを掛けて退職金がもらえると。株式会社の場合は、福祉医療機構に退職金を積めないですから、社長のところでは、例えば職員の処遇、退職については何か規定を作ってそれと同じ額のようなものを掛けていらっしゃるんでしょうか。

○山口オブザーバー 同じ額は無理ですね。

○桑戸委員 同じ額は無理ですね。佐藤先生から余り大きな金額ではないんだという話がありましたけど、最高上限額の月額単価って36万円だったかな、それが30年間とか32年間でしたっけ、そのくらい続くと1000万を超えていきますよね。

○佐藤オブザーバー ようやく1000万ちょっと超えるぐらいです。

○桑戸委員 ですね。保育士が三十数年勤務されて月額36万ぐらいの、1000万の退職金はあるんだという制度が今あると。それには、山口社長のところでは到底無理だということですから、そこはイコールではないということでしょうね。ですから、そういう処遇の差が株式会社と社会福祉法人であるかと問われれば、そこはあるのだらうなという気がして、さっき話を聞いていましたが、そういう理解でいいですか。

○山口オブザーバー はい、大体5,000円ですよ、法人の積み立てが。それに対して1万円ぐらいが補助されるわけですから、月1万5000円で年間で18万ですよ。そうすると、5年で約100万ぐらいの退職金ですから。恐らく5年務めて100万の退職金というのは、上場企業でもないと思いますね。それよりも手厚い。私は20年前大和証券を辞めたときに、8年間務

めて80万ぐらいしかなかったですね。それよりも社会福祉法人のほうがずっといいなと、保育士のほうがずっといいなと思ったんですけども。

○安藤委員 それは退職金のデザインの仕方の違いですよ。今の退職共済の制度だと、退職金が線形に増加するようなイメージですよ。これに対して民間企業の場合は雇用期間に応じて逡増する形を採ることが多いはずですよ。それは人を引き止めるとかいろんなメリットがあってやっていることですが、結局30年間務めたら、両者は逆転していますよね。30年間務めて退職金1000万という上場企業って。

○山口オブザーバー 一流企業であればそうですね。

○安藤委員 一流企業のほうが上をいきますよね。

○山口オブザーバー ええ、それはそうです。でも、普通の中小企業だったら、多分それはあり得ないですね。

○桑戸委員 あり得ないですね、あり得ない。

○佐藤オブザーバー 保育の仕組みには地域区分という考え方があり、8区分の地域割りが定められていて区分ごとに支給割合が決まっていますので、保育所運営費の額は地域により変動しますし、結果として退職金の金額にも差が出てきます。保育士は、都会と地方では退職共済の掛け金が違うので勤務年数が7年、8年と経過すると大きな差が出てしまいます。それでも、今の社会福祉法人は、中小企業のような形態ですから、その退職共済に頼らざるを得ないので。

○井手座長 話を少し戻して、先ほどアンケートの資料の参考1ですか、社会福祉法人の中で、株式会社と社会福祉法人との間で補助金の交付とか税制面の中で平等にすべきだという意見があるということに対して、社会福祉法人の人たちは反対とか、どちらかという反対というのが85%ぐらいを占めているわけですけど、これはなぜ、社会福祉法人の人たちは平等にするということに対して反対するのでしょうか。

自分たちがメリットを受けているので、それを保育という観点で、より良い保育をするために、株式会社にも補助金を出していいサービスをしてもらったらいいんじゃないでしょうか、というスタンスではなくて、株式会社に対しては絶対補助金とか税制優遇というのは反対だというのは、これはどうしてなんですか。強いアレルギーがあるんですか。

○佐藤オブザーバー 私はアレルギーはないと思っています。ただ、何度も申し上げているように、撤退のルールや残余財産の帰属について整理した上で、イコールフットィングの議論に入っていくべきです。法人の規模について、都市部では一法人が十数箇所の保育所を運営して

いるところがあるかもしれませんが、地方では一法人一施設がかなりの割合を占めています。そういうところでは自治体からの補助金もなく株式会社の方が参入してくる土壌がありません。そういうところでは、人口減少が進み子供の集団規模も縮小する状況があっても事業を続けていくことが私たち社会福祉法人のミッションであると思っています。

○安藤委員 座長の今の質問は3ページの(3)の間についてですか。

○井手座長 そうそう。

○安藤委員 これについては、聞き方が余り良くないという気がします。このアンケートに答える人が、「平等にすべき」ということをどのように理解するのでしょうか。

まず、補助金を完全に平等にするといったときに、社会福祉法人のほうを一定としたまま、株式会社のほうを上げるという議論だと読めるかどうかといったときに、読めないと思うのですね。

実態として、例えば行政としては、予算が一定だったとして、条件を合わせるといったら、社会福祉法人のほうを下げて、株式会社を上げるようなイメージで捉えるのではないのでしょうか。また、税制のほうでも、株式会社の税制をゼロにするという話と捉えるだけではなく、社会福祉法人のほうを上げるということも、この文章からは読めてしまいます。したがって、この回答を自分たちが不利にならないのに株式会社の足を引っ張っていると解釈できるかといったら、それだけでもなくて、自分たちの条件も下がるように読めてしまうということは留意しておいたほうがいいかもしれません。

○山口オブザーバー 私の感覚的なことなんですけど、やはり福祉というものは自分たちの固有の事業であるという感覚というのが、やっぱり社会福祉法人には強い部分があって、そこに営利法人が参入するということ、その一点をもって情緒的なアレルギーというのを、私は感じます。ただ、佐藤さんのような、全く本当にそんなことを考えない方も、実際にはたくさんいらっしゃるんですけども。今まで、そう感じました。

○井手座長 多分、これは3番目の論点とも関係してくるんでしょうけれども、補助金とか税制面の条件とか運用で、格差をなくして平等にすべきだというと、それをやったら大変だとか、どういう影響が出てくるかというのを、それなりに社会福祉法人とか、いろいろ考えてこういう回答をするというのは、読み過ぎですか。

3番目の論点で、イコールフットィングが図られたらどのような効果、影響があるというふうに考えられるかというふうにありますけれども、これだけ反対をするというのは、イコールフットィングになるととんでもないことが起こるとかって、それはないんでしょうか。

○山口オブザーバー 私はそれはないと思います。というよりも、そんなにきちんと制度のことを理解している人がどれだけいるのかと、この業界に。

本当に佐藤さんのように、制度を熟知されている方というのは、本当に希有な方で、ほとんどの方は、余り制度そのものも理解されてない方が多いですし、ましてや、自分の地域以外のことは全く御存じない方がほとんどですので、やはり先ほど申し上げたように、情緒的なアレルギーというのが、こういう数字になっていると私は思うんですけれども。

佐藤さんはいかがですか。

○佐藤オブザーバー 社会福祉法人の認可を取るのに、おおよそ2年ぐらいかけて、その地域のニーズや地域で家庭への福祉を提供するにはどういう仕組みが必要なのかなどの議論をしていきます。新制度では、認可までの流れはもっとスピーディーになり認可取得への壁が薄くなります。私は社会福祉法人と株式会社のイコールフットィングには異論がありますが、認可への壁が低くなっていくので、社会福祉法人を取得していただき一緒に動いていただくことのほうが、早いのではないかと思います。

○安藤委員 イコールフットィングについて、極論ですが、社会福祉法人という制度をやめてしまって、全部株式会社に一本化するといったら、それに何か問題はあるのでしょうか。残余財産のルールなど、そもそもの前提条件が違うのに、表面上の補助制度とか税制のところをそろえてくれという議論に、社会福祉法人の側は違和感を感じていらっしゃると思うのです。それ自体は感覚として分かるのですけれども、それでは、保育所を運営する主体としてどちらが優れているのか、また一本化するならどちらに合わせたほうがいいのかを考えたときに、決して、社会福祉法人に合わせるのが正解だとは限らないわけです。社会福祉法人と株式会社で、株式会社に統一するということのデメリットというのは、例えばどういうことが考えられますか。

○佐藤オブザーバー 社会福祉法人は社会福祉法で規定している事業主体として、家庭福祉や児童福祉への強い思いと覚悟を持っていますので一定の規制があつてしかるべきだと思っていますが、それがメリットだと言われています。非課税や施設整備費が問題視されていますが、本来、国がしっかりとした仕組みを検討してどの地域においても運営主体にかかわらず同じものが提供できることが必要であると思います。

○安藤委員 あと、社会福祉法人と株式会社の間で補助のほうは均一化することができたとしても、税制で無税ができるかといったら、これは相当難しいと思うのですが。この点についてはどうですかね。

○山口オブザーバー こういう点ではって、まず、株式会社では難しいと思いますし……

○安藤委員 だって、会計は分けられないですもんね。

○山口オブザーバー 個人的には、私は、そこまで一緒にする必要があるのかなと思っているんですね。ただし、それは条件があって、余剰財産について、余剰金について課税しないというのであれば、それは適切に最後まで使われるということ、そういった担保があって初めて税制上のメリットがあるんだったらいいですけども、そこをあいまいに……、あいまいじゃないと思うんですね、一応、制度的には整っているんでしょうけれども、じゃあ、実際本当にどうなのかなと。民間ですから恣意的に運用されるのは仕方がないんですが、どこまで本当に福祉で使われるということを担保されているのかということが、私は問題だと思います。

○安藤委員 例えば、株式会社が、保育事業と別の、例えば飲食業を営んでいる会社であれば、税金の減免は確かに難しいことだと思うのですが、事業として保育所しかやっていないとしたら、余り問題がないという気もします。

○山口オブザーバー 私はやっぱり、事業をやれば当然課税されるべきだと思っていますので、そういう意味では株式会社が課税されるのは当然のことだと思います。

○安藤委員 今の話というのは、ほかの種類の事業を営む株式会社は皆が課税されているから、保育事業でも課税されるのが当たり前だという意味でいいですか。

○山口オブザーバー そうです。

○安藤委員 分かりました。そもそも法人税についてはいろいろな議論があるわけで、二重課税だという理論的な問題点が指摘されていたりもします。株主への配当のところで課税すれば、それで十分だという考え方もありますね。

まあ、ほかの一般的な仕事と合わせるというだけでなく、特に先ほどのリストにあるとおり、医療法人などでも、課税がされていることを考えたときに、医療と保育でなぜ税制面での扱いが変わってくるのかという点も気になります。子供を育てるのは大事なことです。しかし、例えば食べ物を食べるのだって非常に大事なことです。そこで質の悪いものを食べて健康を壊したら困るから、では、レストランも全部無税にしようとか言い出したらもう、きりがありません。

どんなサービスでも、一面では営利的な面もあるし、一面では社会貢献する面もあるわけです。よって、課税されるか否かの線引きは難しい気がするのです。社会福祉法人の枠組みを中心にするのだったら、全部それに合わせてもいいと思いますが、優遇税制の根拠を明確にすることが必要ですね。

○井手座長 そのほか、いかがでしょうか。

○池本委員 質問なんですけど、先ほどから、社会福祉法人は財産がその後とられるから補助金を優遇するということなんですけど、逆に今度、新制度で、減価償却費の一定割合を公定価格に乘せてるという話がありますけれども、そうなった場合に、株式会社等も、後で撤退する場合に、その一部を戻すという議論はまだ出てないんでしょうか。

ノルウェーなんかですと、そういう感じで、最初は全部公平に出ているんですけども、その代わり、撤退する場合は、株式会社も公平に一定の返還を求めるといような形が文献であったものですから。そうしたらどうなのかなというふうにちょっと思ったんです。その辺は。

○山口オブザーバー 議論がちょっと逆で、もともと社会福祉法人にはそういう施設整備費等が支給されるというようになったのは、憲法89条の問題で、89条というのは、慈善の事業に関しては、公費を投入しないというふうになっているわけですね。その89条を抜けるために社会福祉法人という制度を導入したというふうに理解しているんですけど。

逆に、もっと言うと、それがあつために株式会社に整備費が投入されないわけですから、だから運営費に変えるというのが、今回の法改正なんです。施設整備費ではなくて、運営費に乘せるのであれば、減価償却相当分を運営費に乘せるということであれば、89条に触れないということから、それが出てきたんですね。だから、その後、どのような使われ方をするかというのは、問題ないということになっているんですよ。

○佐藤オブザーバー 私たちの団体は、減価償却費相当分を組み込むのであれば、残余財産の仕組みそのものを早期に検討すべきと、子ども・子育て会議等において、何度も意見は出しておりますが、行政からの明確な返答はありません。新制度の検討では、社会福祉法人等であれば施設整備費という選択肢、それ以外の法人であれば公定価格の中に減価償却費相当分を算定して加算するという説明がされています。

○桑戸委員 そもそも、市区町村事業で、株式会社であろうが社会福祉法人であろうが、NPOだろうが、委託するのは市区町村ですね。ですから、保育の事業をやっているのは、市区町村だ。で、それを委託しているだけだ。だから、減価償却に乗けて運営費に上乗せして、株式会社が補助金の関係でやりにくいのであれば、その分については償却いたしましょうと。それを賃料に充てて建物に充当してもいいよというのが、今回の制度改正そのものですね。

ですから、市区町村が市区町村の子供たちをどう育てていくかというときに、株式会社を認める、認めない、社会福祉法人に限ってこういうふうにやっていくとかというのも、今のこの議論とはちょっと違いますが、市区町村そのものの事業だという認識を持っているんですけれ

ども、それに大きく違いはないですよ。

○佐藤オブザーバー 子ども・子育て支援新制度では、全体的には、利用者補助方式という直接契約の形になり、民間の保育所だけは、市町村の委託が残りました。

どの施設類型にも、施設整備費は減価償却費相当分として算定し公定価格に組み入れることとなり民間の保育所だけに適応されるわけではありません。

○桑戸委員 よく理解できました。

○井手座長 その他いかがでしょうか。まだ、多少時間がありますので。1, 2, 3の3つの論点全体を通してでも構いませんので。はい、どうぞ。

○山口オブザーバー 先ほど佐藤さんもおっしゃったように、この新システムが始動すれば、恐らく、イコルフットというものが、全体としては、問題としては小さくなると思います。つまり、大半のところはイコルフットで運営できるような状態に多分なると思うんですね。ただ、それでも一部どうしても、差別というのは残ってしまいますので、そういったところを強調していただきたいなと思うんですね。この、どういう取りまとめをされるかわからないんですが。それは、例えば、先ほどの退職金の問題であったり、それから、自治体がまだまだ恣意的に差別的な運営をするという可能性は残っていますので。例えば、その中では、一応株式会社も認めます。認めざるを得ないわけですから、認めます。ただし、その複数の事業者が応募してきたときの審査の方法として、アンチ株式会社の人だけを審査員に入れて審査をするとか、そういった不公正なことというのは、今でもあるわけなんですけど、こういったものも排除しないと、本当に主体のいかんではなくて、事業者の本質、能力だとか、質ですね、そういったものの競争ができなくなってしまうので、そういう地域では。そういったところを、是非取りまとめでは書いていただきたいなと思っております。

○安藤委員 今、おっしゃったことは、とても大事ですよ。先ほど、お話がありましたけれども、佐藤先生もおっしゃっているみたいな、社会福祉法人のほうに不利な面もあるわけですね。解散の話であるとか、株式会社よりも制限されている部分もあるという意味です。そこでイコルフットというのだったら、全部同じにするか、そうではないとしたら、どこかでプラスだったらどこかでマイナスで、バランスが取れているという状況こそがイコルフットだと思うので、違いがあること自体は構わないと思うのです。

例えば、僕の個人的な意見では、補助金の面では同じにするが、税制については違ったままでもいいぐらいが落としどころだと思っています。大事なものは、差をつけるとしても合理的な差ならば良いのですが、それを踏み越えての恣意的な判断はやめてほしいという点です。背景に

どのような理念があって、どのような差があるのかということをちゃんと明確にした上で、それを踏み越えて、株式会社だからけしからんとか、社会福祉法人だから性善説に立つというのは、僕は両方ともおかしいと思っています。佐藤先生も、先ほど、株式会社だからいけないかではなくて、その理念が大事だとおっしゃっていましたが、同様に、社会福祉法人だからいいわけではなくて、社会福祉法人の中でも劣っているところはあると思うのです。利用者の立場からしたら、いいサービスが適正な価格で提供されていれば、それでいいのだと考えるなら、何しろルールを明確化してそれを守るということを頑張ってもらいたいと思うのです。

○池本委員 それとの関係で、自治体ごとにいろんな対応があって、その違いが、その情報が、一般の人に公開されてないですね。株式会社が独自にこの自治体ではどうだと調べられて、本来、国としては、この自治体ではどういう補助金が出ているとか、不公平になっているとか、そういう情報を収集して公表すべきじゃないかなと思うのですが。例えば、今、子ども・子育て会議が自治体ごとにやられていますけど、うちの自治体がほかの自治体に比べてどうなっているのか、情報のないまま会議を開いても、検討のしようがないのではないかと。

スウェーデンなど海外では、例えば保育所の人数のこととか、保育料だとか、そこを国が情報収集して公開することで、自治体間での競争が起こって、レベルアップしていくという仕組みがあるから、国が規制を手放しても大丈夫だという話があるんですけども、今回、自治体が条例で基準を定めて、自治体でやりなさいとなっていますけど、ほかの自治体はどうやっているかの情報が把握されてないですね。例えば、横浜市が第三者評価を義務付けしたという情報が、誰にでも分かるような形で入っていれば、うちの自治体にも入れようとか何か議論ができると思うんですけど、その情報を取るのが異常に大変だとそういう議論にならないですね。

○安藤委員 なかなか難しいのではないのでしょうか。今おっしゃっている話は、ティブーという人が言った「足による投票」みたいな議論ですね。これが成立するためには様々な前提条件が必要です。また、今のお話に関連して、例えば横浜の例では、新聞情報なのでどこまで正しいかは分からないのですが、待機児童がゼロになるというような施策を打つと、そこに子供を持った人たちが集まってくることになります。そうすると、前よりも子供が増えてしまい、また待機児童が生まれてしまう。このように、手厚いケアをすると、そこに人が集まってしまい、財政負担ばかりどんどん大きくなってしまいます。そして、子供を持っている世帯というのは、年代的にも余り給料が高くないから税金をたくさん払うわけでもないとしたら、自治体間競争を考えたときに、果たしてそういうことをやりたがるのかという、自治体のインセンティブも考

えなくてはいけないと思うのです。

そして情報を完全に開示するのは、僕は良いことだと思うのですが、それをやったときに、自治体同士で待遇改善競争が本当に起こるのかといったときに、逆に言えば引下げ競争が起こってもおかしくないわけです。ほかはみんなこの程度しかやってないのだから、うちの自治体も同じぐらいでいいじゃないかというふうになってしまう可能性はないでしょうか。自治体が小さい子供を持つ住民を集めたいと思っているのであれば待遇改善競争になるし、お金とか手間がかかる人を、内心ではちょっと負担だなと思っているのであれば、待遇が悪化する可能性があるということが心配です。

○池本委員 ただ、市民の目で、市民のニーズを聞いて行政がやるという、今回は法律により子ども・子育て会議が開かれるわけなんですけど、会議が開かれても余りそれが機能しないというんですかね。何の情報もなく、証拠もなく、感情的にこれをやってくれといっても説得力はないですけれども、ほかの自治体でこれだけやっているんだという情報があれば、市民が声を出すきっかけになり、それが全体のレベルアップにつながる可能性があるんじゃないかなと思っているんですけど。

○山口オブザーバー 昨年、規制改革会議のほうが要求しまして、待機児童がいるそれぞれの自治体、百幾つあるんですけど、そこに関する条件ですね、補助金だとか、それからイコールフットだとか、そういったものを全部一回調査したんです。それは、その会議では公表されたので、ネットとかに出ていると思うんですが、余りそれは効果がなかったですね。それを突きつけて、あんたのところは何でこれをやらないんだとか言っても、うちはやりませんわ、と言って、のりくらりされていまして、それから安藤委員がおっしゃっていた、逆のマイナスの競争があるんじゃないかとおっしゃったんですが、例えば、今から十年ちょっと前ですかね、東京都の23区なんかで、0歳児の医療を無料にしたんですよ。一番最初に江戸川区がやって、そうすると隣にばあ一つと広がって行って、次に小学生をやったら、これをまたみんなやって、それはプラスのほうだったんですが、それはやっぱり財政基盤がしっかりしているからできるんで、逆にそれがないところだと、マイナスのほうに働くかもしれませんし、だから、やっぱりそれは財政次第の部分があるのかなという気はしました。

○井手座長 だから、やっぱり情報公開とかやっても、自治体の財務体質というか、それが問題だから、結局それを世の中に出しても、できないものはできないという、そういうことになるんでしょうね。

○桑戸委員 でも、消費者は知りたいですね。

○池本委員 自治体の財政力の問題だけではなく、ほかの自治体は出しているのに、出してないという情報が、もし市民にオープンに、もっと分かりやすくあれば、自治体の行動も変わらないでしょうか。市民が声を上げてもだめなのかもしれないですけども。

○桑戸委員 いや、声を上げたら動くんじゃないですか。中野でしたっけ、杉並でしたっけ、があーっと動いていらっしゃいましたから。世田谷も一緒ですよ。住民が騒ぎ始めてから動き始めたので。今回は株式会社と社会福祉法人のイコールフットィングですけど、今、自治体間競争というところまで来ているんですけども、自治体間競争が一番、僕、最初に安藤さんが佐藤先生と議論なさっているとき、横でにこにこして聞いてたんですけども、自治体間競争自体は明らかなんですね。山口社長が、先ほど青森に出店できるかと問われたら、国だけの単価では出ていきたくありませんと、こうおっしゃっているわけですから、そこで取れる収益は非常に低い、そういうことなんです。

で、例えば、同じ国費が流れているのに、首都圏においては、週5日の保育がほとんどのはずなんですね。どうですかね、お子さん保育園とおっしゃいましたっけ。週5日じゃないですか。土曜日なんて開いてないというのが普通ですよ。青森なんか行くと、土曜日なんて当たり前に全部開いていますよね。なのに、東京のほうが単価が高いんですよ、自治体単価がね。週5日事業を行っている。5点ちょっとかもしれないね。地方へ行くと土曜までフルに子供たちは100%近くいるという状態で、賃金は、こっちは40時間の労働で週5日しか保育園が開いてない、ちょうど回ると。こっちは6日開いているんで、とんでもなく大変だと。その上、自治体格差が大きくてお金の収入は非常に地方のほうが低いといっているから、地方のほうがものすごい努力をして、職員の賃金をカットして生活を守っているというのが本当なんだと思います。

佐藤先生がさっきおっしゃっていた、収入は伸びていない、負担は増えた、時間は延びたんだと。では、どこで保育園は守られているんだというのに、回答は多分できてなかったんです。これで終わりにしますが、僕はそのとき、おかしいなと思って議論を聞いていたんですけど、社会福祉法人側は賃金のカットでそれを補っているんです。昔は行政指導はものすごくうるさくて、国家公務員の1号俸上がっていくところの行政職俸給何とかって、今、福祉職俸給になっていますが、1年間で昇給が8,000円分あるとすると、社会福祉法人はこれを2,000円に変えたとかって言って、この1年間で4年間で逃げていく仕組みで、ものすごく上がり幅を抑えながら努力をして、支出が伸びないように努力をしてきた。地方の保育所はそうですね。

で、40時間労働だ、48時間労働だ、といって、土曜日フルタイム開いているわけですか

ら。それを補うために非常勤職員を大量に入れながら、事業主負担が掛からない社会保険のところを逃げながら、ものすごい努力をしてきた。それが保育士の賃金が日本中で低いと言われているゆえんだというふうに僕は理解して、さっきの話を聞いていたんですけども、佐藤先生、それで間違いないね。

では、保育所はなぜ生き残れたのかと、給与抑制だけかということそんなことはなくて、0歳児保育といわれるのは、昔、特別保育事業といって、3人0歳児がそろわなければ特別保育事業という大きな単価が出てこなくて、1人分のときは1歳児単価が出てきた。それなのに3対1で職員を配置しろなんていうむちゃくちゃなことを国は言っていた。その後、0歳児保育は、子供1人でも0歳児の単価が出るようになったと。これともう一つは、小泉内閣以来、定員の弾力化というのがあって、60人定員で70人入れていて、70の単価じゃなく、60の単価で出てくる。定員が低いほど一人の子供を預かるときに収入増になる。これによって地方の社会福祉法人が今まで生き残ってきた。

昔は、建物の事業主負担分を自分で4分の1負担しようとする、福祉医療機構から借金をして、理事長先生や施設長の寄附によって建物の返還を20年間してきた。それは、今は施設会計の黒字で返済できるようになった。だから、社会福祉法人も黒字化が命題になり、職員の給与ピッチをものすごい低いピッチに変えていきながら、労働条件の悪化を招いてきたというふうに、2人の議論を最初に聞いていて、言うことじゃないから言わないでおうと思って包んでおきましたが、そういうことで、佐藤先生たちは逃げてきたわけですね。

○佐藤オブザーバー 逃げてきたと言われても。

○桑戸委員 越えてきた、クリアしてきた。言葉が違いますね。そういうふうにやってきた。

○佐藤オブザーバー 私は逃げているつもりはありませんが。

○桑戸委員 そうですね、訂正して終わしましょう。

自治体間格差については、ここは本当に消費者にとっては、ものすごく大きな差なんだということは、今回の議論とは少し違いますけれども、自分はそこが一番のテーマだなと。自治体間格差はものすごい大きいんだと。だから、株式会社の山口さんみたいに十数年間で130施設も作ってこられた方たちが、地方の国単価だけの支出のところに出店しても収益性が確保できないという出店規制が、財政的にあるんだということなので、消費者利益から考えてですね、僕は国の基本単価、自治体間格差というものについては、非常に疑問であると。だから、住民票の移動が起こるんだと。でも、横浜の例は間違っていまして、あれは新聞が勝手に言っているだけで、この10年間で、横浜の就学前児童は5%下がっているんですよ。東京23区はまだ

伸びているんです、就学前児童数。ですから、東京23区と横浜で人口が減り始めている横浜と、伸びている東京とで、さっきの待機児童ゼロになったから住民票がたくさん横浜にいてという事情は、この10年間のデータを見る限りでは、あれは新聞が表面上捉えているだけです。ちょっと変な質問ですみません。余談になりました。

○安藤委員 今、お話があったところで、大事なポイントだと思ったのは、自治体間格差の話と自治体間の競争の話というのは、分けて考えないといけないという点です。自治体間格差というのは、例えば東京と青森では、当然全く条件が違うという格差の問題はあるでしょう。それは、公に必要でお金をつぎ込むのであれば、それは適正にやらないといけないというのは、そのとおりです。次に自治体間競争といったときには、どの範囲で競争するかといったら、やはり生活する人がどのような考え方をするかに依存すると思うのです。少なくとも東京に住んで働いている人からしたら、保育所の条件を見て青森と東京のどちらに住むかを選ぶなんてことは当然しません。選ぶのは通勤できる範囲内で、新宿区にするか文京区にするかといったものになります。したがって、各自治体は近隣のところで競争していることになります。そして隣同士の格差はわずかであり、それが積み上がって、距離が離れると大きな差が発生してしまうのだろうと考えると、自治体間競争が機能しても格差はなくなるかもしれません。

○桑戸委員 議論から外れるんですが、ただ、もう今、保育士さんは全国から大都市圏へ吸い上げられ始めました。これは賃金格差なんです。で、賃金格差を生んでいるのは自治体単独補助の格差なんですね。この差はもう明らかで、最初の議題に戻ると準保育士はどうなんだと、さっき佐藤先生に振られたときに、明確な回答がなかったんですけど、ここに来て、地方の保育は、全保協だって準保育士を認めざるを得ないんじゃないのかと、僕はそういうふうに感じながらさっきの議論を聞いていたんですけども。

今言うように、賃金の格差はものすごいんですよ。ですから、保育士という国家資格を取った人が、青森で取った人が青森で勤務する。要するに自宅から通えないけれども、青森の何とか市に勤務に行くということを選択するのなら、横浜へ、23区へという選択肢が、一時的にあり得る可能性はあるぐらいの賃金格差だと。

○安藤委員 賃金格差についてですが、地域によって生活にかかる費用も違いますよね。例えば東京でワンルームを借りるお金で、地方だったら一軒家が借りられるとか、そういうような生活にかかる経費の違いもあるわけじゃないですか。それを補っても余りあるほど賃金差があるということですね。

○桑戸委員 今回、横浜市なんかも8万円出す、自治体が4万幾らかな、国が4万円ぐらいか

な。例えば青森から保育士が横浜に来て、この住宅の費用を月額8万円近く補助するというのを、横浜だけが今議決をしているんですよ。23区、追いかけてやると言っているところがあるんです。

それは、横浜が、この10年間、倍の保育施設を作って、待機児童ゼロになったという1年前に出した文書の中では、横浜市内から保育士をもう集められなくなり、横浜から北の自治体全部の保育士養成校に出かけて行って、横浜に勤務してくれないかと説明して回ったという文書があるんですよ。それを見ても、それを集めてくるだけの、余りある賃金格差を横浜は提示し始めています。

○山口オブザーバー 去年出た保育士の臨時の処遇改善費ですけど、国が大体職員一人当たり年間10万ぐらいになるんですけど、それと同額だったですかね、それぐらいまた別に横浜は別途出していますからね。全然違います。多分、年収で100万は軽く違いますね、地方とでは。

○桑戸委員 何か今日はすみません。イコルフットィングのところとは違ってまして、自治体間のことを話してしまいましたが、失礼しました。

○井手座長 大体予定していた時間が来てしまいまして、まだまだ、今日のイコルフットィングについても議論も十分されてない点もございます。

これまで、1回目、2回目、3回目と3回を通じていろんな論点について非常に短期間でいろんな意見を出していただきましたけれども、何か、最後にこれだけという点がございましたら頂きたいと思えますけれども。事務局のほうで、これからどういうふうな形でまとめていくか分かりませんが、もし、皆さん方で、是非こういう意見を反映してほしいというようなことがあれば、また、事務局のほうにペーパーなり何なりで出していただければ、非常にありがたいというふうに思います。

それでは、事務局のほうから何か連絡事項がございましたら、よろしくお願いいたします。

○杉山調整課長 本当に、3回にわたって、たくさんの御意見を頂きましてありがとうございます。今後、皆様から頂いた御意見を基に、競争政策の観点から見た保育分野の制度の在り方について、報告書を作成させていただこうと考えております。報告書の作成に当たりましては、また、例えば追加的にヒアリングさせていただくとか、あるいは御意見を伺うということもあろうかと思えますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。あるいは、座長が今おっしゃっていただいたように、是非、これは入れてほしいとかという話がございましたら、そういったところも御意見として頂ければ、また、それはそれで幸いですので、そういう点も含めてよろしくお願いいたしますと思う次第でございます。

毎回申し上げているところでございますけれども、本日の議事録につきましても、また追って皆様にお送りさせていただきますので、修正がございましたら、事務局までお申しつけいただければと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○井手座長 わずか３回でしたけれども、こういう保育の分野について、皆さんから御意見を頂いて、私も大変勉強になりまして、改めて感謝いたします。

事務局のほうも、頂いた意見を参考に、これから、どういう形になるかわかりませんが、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これで会議を終了させていただきます。どうも御苦勞様でした。

午後４時００分 閉会